

《農地法施行規則第 29 条第 1 号 届出》

農業用施設（農業用施設敷地面積が 200 m²未満）

★受付は、随時行います。受理書は、2 週間以内に交付します。

★届出書は【正・副 2 部】提出です。但し、添付書類は【正 1 部】

土地の登記 事項証明書	<p><法務局>全部事項証明書</p> <p>①現住所と登記の住所が相違する場合は、住民票を添付</p> <p>②相続登記未了の場合（いずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続登記終了後に申請（原則） ・相続人全員による共同申請 ・遺産分割協議書あるいは相続放棄同意書
位置図 見取図	<p>①申請地の位置及び周辺の状況図面</p> <p>②申請地を赤で表示し、方位を記入</p>
地籍図又は 字限図	<p><法務局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局保管の写し ・登記情報提供サービスで取得した場合 入手日、入手者の氏名を記載し押印 ・隣接地の地目を明示、農地の場合は、土地所有者・耕作者も明示 ・申請地及び里道を赤、水路を青で明示し、方位を記入
地積測量図	一部転用の場合、転用部分を示す測量図面
事業計画図	平面図、立面図、配置図等
同意書	<p>①地役権者</p> <p>②自治会長、水利管理者</p> <p>③隣接した農地がある場合、隣接地の所有者、耕作者</p> <p>④取水又は排水に係る水路管理者等</p>
ほ場整備中 の場合	<p>非農地設定がされている場合</p> <p>①一時利用指定通知書（写し）、 ②確約書（原本）</p> <p>③異種目換地指定通知書（写し）、 ④証明書（原本）</p>
小作地	合意解約の写しを添付
土地改良区 の意見書	土地改良区の地区内の場合
農振法に よる証明書	<p>農振法による農振農用地区域外の証明書</p> <p>※農用地区域内の場合は、用途変更の手続きが必要</p>
<p>都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する【農業用倉庫】の場合、転用届と並行して、同法施行規則第 60 条に規定する【証明願】を同時に提出して下さい。</p>	

※証明書等は、発行から 3 カ月以内のものを添付してください。